

障がいがある方のために使用する自動車は、税金が減免される場合があります

⑧ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちで、障がいの程度が一定の範囲に該当する方

※令和2年度から対象となる等級が一部変更になりました。詳しくはお問い合わせください。

減免対象車両

対象車両は、軽自動車・普通自動車のいずれか1台で、事業用のものは除きます。

- ① 障がい者が所有・運転するもの
- ② 18歳未満の障がい者と生計を共にするご家族が所有・運転し、障がい者の通院・通学等に使うもの
- ③ 障がい者が所有し、生計を共にするご家族が運転して障がい者の通院・通所等に使うもの

※精神障害者保健福祉手帳1級・療育手帳Aの場合は、生計を共にするご家族が所有する場合も対象となります。

- ④ 単身または障がい者等のみの世帯が所有し、常時介護する方が運転するもの
- ⑤ 構造上障がい者等のために利用されること認められるもの

⑨ 自動車検査証または標識交付証明書、運転免許証(運転される方の)

もの、個人番号カードまたは通知カード、身体障害者手帳等(原本) ※軽自動車税の場合は、納税通知書と印鑑も必要です。

※自動車税でご家族が運転する場合は、同一生計証明書(市役所障がい福祉窓口で交付)、通院・通学等の証明書(各病院・学校等で交付)が必要です。

申請期間

軽自動車税(種別割)

納税通知書を受け取った日から6月1日(月)まで

自動車税(種別割)

6月1日(月)まで

問・申

軽自動車税(種別割) について

税務課 市民税係

☎ 63-51110

自動車税(種別割) について

県佐渡地域振興局県税部収税課

☎ 74-3310



慰霊巡拝事業が行われます

厚生労働省では、旧主要戦域における戦没者を慰霊するため、ご遺族を対象に慰霊巡拝事業を行っています。参加を希望されるご遺族の方は、お問い合わせください。

実施地域 カザフスタン共和国、イルクーツク州・ブリヤート共和国、ハバロフスク地方・ユダヤ自治州、インドネシア、中国東北地方(旧満州地区全域)、東部ニューギニア、沿海地方、ビスマーク諸島、フィリピン、硫黄島

実施予定時期

8月下旬(令和3年2月中旬)

問 県福祉保健課課保護恩給室

☎ 025-280-5180

佐渡産農水産物の島外出荷等にかかる海上輸送費を補助します

⑩ 市内に本社または支店等があり、佐渡で生産された農水産物を島外へ出荷する団体や事業者 ※市地域社会維持推進協議会への加入が条件です。

⑪ 佐渡で生産された農水産物の島外移出・それらの原材料の移入にかかる海上輸送費の5分の4以内を補助します。

⑫ 宅配便利用による移出入は対象外です。

⑬ 5月29日(金)

問・申 農業政策課 販売流通係

☎ 63-51117

「小児科」の初診時特定療養費を助成しています

初診時特定療養費は、大病院が紹介状なしで受診した場合に徴収できる特別料金です。保険適用外のため、子どもの医療費助成事業(外来1回530円)の対象ではありません。

市では、市内に住所がある15歳到達後3月末(中学卒業相当)までの子どもを対象に佐渡総合病院を受診した際の初診時特定療養費を助成をしています。

なお、この助成を受けるための手続きは不要で、会計時に請求はされませんが、小児科以外は助成の対象外となるため、別途1,320円が請求されます。

問 子ども若者課 子育て支援係

☎ 63-3126